

学校において予防すべき感染症一覧

感染症の種類 (学校保健安全法施行規則第 18 条)		出席停止の期間の基準 (学校保健安全法施行規則第 19 条)
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎 (ポリオ)	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群	
	中東呼吸器症候群	
	特定鳥インフルエンザ	
指定感染症及び新感染症		
第二種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日 (幼児にあっては 3 日) を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	全ての発しんが痂痂化 (かさぶた) するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス、パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる
	感染性胃腸炎	
	サルモネラ感染症	
	カンピロバクター感染症	
	マイコプラズマ感染症	
	インフルエンザ菌感染症	
	肺炎球菌感染症	
	溶連菌感染症	
	伝染性紅斑 (りんご病)	
	R S ウイルス感染症	
	E B ウイルス感染症	
単純ヘルペスウイルス感染症		
带状疱疹		
手足口病		
ヘルパンギーナ		
A 型肝炎、B 型肝炎		
伝染性膿痂疹 (とびひ)		
伝染性軟属腫 (水いぼ)		
アタマジラミ症		
疥癬 (かいせん)		
皮膚真菌症 など		

学校保健安全法施行規則 (令和 5 年 5 月 8 日から施行) を基に作成